

公立小松大学ハラスメント防止宣言

わたしたちは、「公立小松大学憲章」が謳うように、知の基盤である「人権の尊重と社会的責任」を自覚し、「全人的素養を身に付け、基本的人権と倫理、社会マナーを重んじ、法令等の遵守に務め、社会から信頼される大学づくり」を行います。

「知の修得、創造、還元、循環をとおして、地域と世界の未来を照らす学術の府としての役割をはたす」ためには、多様な人々がお互いの価値観や差異を認めあい、それぞれの人格と権利を尊重しあい、個々の能力を最大限に展開することが必要です。

しかし、残念ながら、不適切な言動によって相手の人格を傷つけたり、修学や就労を困難にしたりするハラスメントが生じることがあります。公立小松大学は、このような不適切な行為を防止するよう不断の努力を行うとともに、もしそうした行為が生じた場合には、すみやかで適切な措置を講じ、問題が解消されるよう全力を尽くします。

公立小松大学は、2024年5月8日に宣言したハラスメント防止の理念と決意を再確認し、その実現に向けた決意を新たにするとともに、役員、教職員、学生を問わず、すべての構成員がハラスメント防止の担い手であることを認識し、ハラスメントの徹底的な防止に努めることを、ここに改めて宣言します。

2026年8月17日

公立小松大学 学長 志村 恵